

観光地魅力づくりセミナー等開催支援事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、観光地の受入体制の整備を図るため、市町村もしくは市町村観光協会（以下「市町村等」という。）または複数の市町村等もしくは観光事業者等が連携して設立した団体が、セミナー等の開催事業を実施する場合において、誘客促進と魅力ある観光地づくりに資することを目的に、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）が行う協賛事業について、必要な事項を定めるものとする。

(協賛対象団体)

第2条 協議会の協賛の対象となる団体は、次の各号の何れかに該当する団体（以下「団体等」という。）とする。

ただし、協議会の予算に基づく負担金若しくは協賛金を完納若しくは完納することが確実な団体等であること。

(1) 市町村等

(2) 複数の市町村等または協議会の会員である観光事業者等から構成された団体であり、かつ当該団体の構成員が複数の市町村に所在していること。

(協賛対象事業)

第3条 協議会の協賛の対象となる事業は、構成員の接遇（おもてなし）向上または地域の歴史・文化等を学ぶために実施する研修会事業及び地域の魅力づくり等のために実施する検討会等開催事業等（以下「協賛対象事業」という。）とする。

(協議会の協賛)

第4条 協議会は、前条で認めた協賛対象事業について、事業推進のための組織体制及び予算措置が明確になっている場合、申し出に基づき当該事業に必要な経費を認定し、その一部を負担することにより、事業に協賛するものとする。

(協賛の範囲)

第5条 協議会は、前条に基づいて協賛する場合には、当該年度の事業に必要と認定した経費について下表の範囲で経費の一部を負担する。

負担割合等	限度額	備考
・講師派遣料の10/10	15万円	・新規のものを優先する

(協賛の期間)

第6条 第4条に基づく協賛は、申し出のあった年度に限り行うことができるものとする。

(協賛の申し出)

第7条 団体等は、協賛対象事業の実施について協議会に協賛を求める場合には、当該事業に必要な経費等を記した協賛申出書(様式1)を協議会に提出するものとする。

(協賛の決定)

第8条 協議会は、前条による協賛申出書の内容を検討し、協賛対象事業として認定することが適当と認めた場合は、当該団体等に対し協賛決定通知書(様式2)により通知するものとする。

(協賛の変更)

第9条 団体等は、協賛の決定後に不測の事態により申し出た事業の履行が困難となった場合は、代替する事業内容に係る協賛変更申出書(様式3)を提出するものとする。

2 協議会は、変更申出の内容が当初に協賛を決定した内容と同様の効果を有すると認めた場合は、団体等に協賛変更決定通知書(様式4)により通知するものとする。

(協賛の廃止)

第10条 協議会は、次の場合に団体等との協賛を廃止するものとする。

- (1) 協賛申出書に係る当該年度の事業計画の履行が困難となった場合において、協賛変更申出書の提出が無い場合。
- (2) 前条に係る協賛変更申出書の内容が、当初の協賛を決定した内容に比べ同一の水準に達していないと認められる場合。
- (3) 申し出た協賛対象事業と実施内容が異なる場合。

2 協議会は、協賛を廃止した場合は協賛廃止通知書(様式5)を協賛申出書の提出者に送付するものとする。

(実績報告)

第11条 団体等は、当該年度の協賛対象事業が完了したときは、協賛対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、協議会に対し協賛実績書(様式6)及び負担金請求書を提出するものとする。

2 協賛実績書の提出にあつては、事業協賛対象金額に対して支出した内容のわかる書類若しくはその写しを添付して提出するものとする。

(負担金支出)

第12条 協議会は、団体等より提出のあった協賛事業実績書について適当と認められる場合は、併せて提出のあった請求書に基づく請求金額を当該団体等に支払うものとする。

(財産等の帰属)

第13条 団体等が、協賛対象事業の実施に伴い取得した権利等については、当該団体等に帰属するものとする。

(その他)

第14条 この要項の施行に関し必要な事項については、協議会事務局長が別に定める。

付則

- 1 本要項は平成20年6月1日から適用する。

付則

- 1 本要項は平成23年6月1日から適用する。